

お世話になっております。

東京都では自転車事故増加への対策として、4月より都内の自転車利用者に損害賠償保険の加入が義務付けられます。

都民ではなくても、通勤・通学やレジャーで都内を自転車で通行する場合はその対象となりますので留意が必要です。

国交省によれば、同様の条例は既に13県及び7政令指定都市で制定(*)されています。

*令和元年12月31日現在の状況

最近も、2015年に高知市内で高校生が起こした死亡事故での損害賠償訴訟において、9,400万円の支払いが命じられたとのニュースが報じられました(朝日新聞DIGITALより)。

<https://www.asahi.com/articles/ASN274Q48N27PLPB001.html>

このような高額損害賠償金の支払い判例が増えるのに伴い、同様の条例を制定する自治体は今後増加することが見込まれます。

ただし事故を未然に防止するためにも、当局には保険加入の義務化以上に、車道左側走行を原則とするルールの遵守徹底・取り締まり、そして自転車レーン整備の強化を進めてもらいたいものです。

皆さんのお考えはいかがでしょうか。

尚、当財団では交通安全指導に対するご支援として、以下メニューにて自転車の交通安全の専門講師を無償派遣しておりますので、どうぞご活用ください。

- ドライバー(自動車)からの見え方を踏まえた自転車・歩行者の交通安全
- 自転車・歩行者から見た道路交通と安全
- 夜間の交通安全対策
- 交通事故を起こして問われる責任
- 自転車を取り巻くリスクとその責任

自転車の交通安全に関する講師派遣メニューの概要・申し込み要項につきましては、以下URLよりご確認願います。

<http://jaef.or.jp/5-koushi/traffic-safety.htm>

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

本メルマガへのご登録内容の編集・解除は、下記よりお願いします。

▼登録内容編集

<https://matomete-mail.com/bm/p/f/tf.php?id=149239601>

過去に配信したメルマガは、以下URLよりご覧になれます。 ※前月までのバックナンバーを追加しました。

▼バックナンバー

<http://www.jaef.or.jp/7-mail-magazine/index.htm>